

商標権	判決年月日	令和３年９月１５日	担当部	知財高裁第１部
	事 件 番 号	令和３年(行ケ)第１００４７号		
商標登録取消審判請求の対象となった登録商標について、通常使用権者において商標法２条３項２号に該当する使用をしていることを商標権者が証明したものと判断し、これと異なる判断をした審決を取り消した事例。				

(事件類型) 審決（不使用取消）取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法２条３項２号，５０条

(関連する権利番号等) 登録第５４３６７２９号

(審決) 取消２０１９－３００１７０号

判 決 要 旨

- 原告は，平成２２年１１月９日，本件商標（「福米」の文字を標準文字で表してなる商標）について指定商品を第３０類「米」として商標登録出願をし，平成２３年９月９日，商標権の設定登録を受けた。

本件は，本件商標の商標登録について被告がした商標登録取消審判の請求に対し，本件商標の商標登録を取り消す旨の本件審決がされたことから，原告がその取消しを求めて提起した審決取消訴訟である。

- 本判決は，以下のとおり判示するなどして，原告が，本件商標の通常使用権者において要証期間内に日本国内で本件商標と社会通念上同一の商標を使用していた事実を証明したものと認め，本件審決を取り消した。

- (1) 本件商標は，「福米」の文字を標準文字で表してなる商標である。

本件ステッカー（甲２４）には，左部から右部にかけて順に，毛筆風の書体で「ふくまい」の文字を縦書きしてなる標章，似顔絵の図形，赤地に毛筆風の書体で「福（「福」の文字を丸で囲んでなる）米」の白抜き文字を縦書きしてなる標章，原告を商標権者とする本件商標の商標登録証が，下部に赤地に「登録商標 福米２０１８」の白抜き文字を横書きしてなる標章が表示されていることが認められる。

本件商標と本件ステッカーに表示された「福（「福」の文字を丸で囲んでなる）米」の白抜き文字を縦書きしてなる標章（以下「本件標章」という。）を対比すると，本件標章は，本件商標と書体及び外観は異なるが，構成文字は「福米」の２文字である点で共通し，「ふくまい」の称呼を生じる点においても同一であるから，本件商標と社会通念上同一の商標であるものと認められる。

そして，前記認定の，桂ヶ丘開発が平成３０年１０月４日，８日，１５日，２１日，２８日及び同年１１月１８日の６回にわたり，本件ゴルフ場のクラブハウスにおいて，

本件ゴルフ場の利用者に対し、本件ステッカーが米袋の包装に貼付された5kg入りの「福米2018」を1袋当たり代金2200円で販売した行為は、本件商標の指定商品に含まれる「福米2018」の包装に本件標章を付したものを譲渡したものであるとして、商標法2条3項2号の「譲渡」に該当するものと認められる。

- (2) 前記の認定事実によれば、原告は、桂ヶ丘開発の代表取締役が在任中の平成28年10月頃から、桂ヶ丘開発に対し、原告が生産した米や自家用野菜を販売していたこと、桂ヶ丘開発が平成30年10月4日、8日、15日、21日、28日及び同年11月18日に本件ゴルフ場の利用者に対して販売した本件ステッカーが米袋の包装に貼付された「福米2018」は、同年10月1日に桂ヶ丘開発が原告から購入した新米を「5kg」入りの米袋に小分けして販売されたものであることが認められる。

また、本件ステッカーには、本件標章、「登録商標 福米2018」の白抜き文字を横書きしてなる標章及び原告を商標権者とする本件商標の商標登録証が表示されていることからすると、原告は、本件ステッカーの作成に関与し、本件ステッカーが米袋の包装に貼付された「福米2018」を桂ヶ丘開発が販売することを承知していたものと認められる。

これらの事実を総合すると、原告は、桂ヶ丘開発による上記販売前に、桂ヶ丘開発に対し、本件商標の使用を黙示的に許諾していたものと認めるのが相当である。

したがって、桂ヶ丘開発は、上記販売当時、本件商標の通常使用権者であったものと認められる。

- (3) 以上によれば、本件商標の通常使用権者である桂ヶ丘開発は、要証期間内である平成30年10月4日、8日、15日、21日、28日及び同年11月18日、日本国内において、本件審判の請求に係る指定商品「米」に本件商標と社会通念上同一の商標の使用をしていたものと認められる。